

継続事務事業目的評価表の作成対象外とする事務事業の考え方について

H13.8月 総務局政策評価推進課

1 「作成対象外とする事務事業の考え方」をとりまとめるにあたって

これまで継続事務事業目的評価表は、予算編成の最小単位である細事業目をベースに作成してきました（給与費、公債費、交際費の細事業目は除く）。

平成11年度に行った事務事業評価システムの見直しの一環として、評価システムの目的（注）を損なわない範囲で、評価表の作成対象外とする範囲を拡大することといたしました。

（注）事務事業評価システムの目的

- (1) 政策や行政運営全般の質的向上
結果の評価を次の意思決定に反映させる
担当部局のマネジメントツールとして活用
政策形成能力の向上
- (2) 行政の説明責任の遂行

2 作成対象外とする事務事業の基本的考え方

事務事業そのもの、あるいは基本事務事業の成果達成の観点から考えて、目的からの評価になじまない（注）あるいは目的の体系に基づく評価になじまない（注）と判断される事務事業については、継続事務事業目的評価表を作成しなくてもよいこととしました（作成対象外と判断された事務事業でも事業担当課の判断で作成している場合があります）。

（注）目的からの評価になじまない

「事務事業の目的そのものが有効であるか」「他の事務事業の目的と重複していないか」「目的そのものが生活者起点に立ったものか」ということについて議論の余地がない

（注）目的の体系に基づく評価になじまない

目的体系の上位にある基本事務事業の成果達成の観点から考えて、事務事業の貢献度や必要性について議論の余地がない

具体的には図1（作成対象外とする事務事業選定フロー）に沿って、事業担当課が作成対象外となる事務事業を選定しました。その結果、317事務事業が作成対象外となりました。

3 作成対象外とする事務事業の一覧

図1に基づいて作成対象外とした317事務事業は、総合計画「三重のくにづくり宣言」で示す政策体系の順に一覧にしています(注)。

(注) 作成対象外とする事務事業の一覧表の構成

総合計画「三重のくにづくり宣言」の政策体系上の位置づけを示しています			作成対象外とした事務事業名とその上位にある基本事務事業名を示しています		担当課と図1のフローに基づき対象外と判断した理由を示しています	
政策番号	施策番号	基本番号	基本事務事業名	事務事業名	担当課名	対象外とした理由
-2	1	103	事業	償還金	課	Q1に該当
-1	3	201	事業	企画費	課	Q2に該当
-1	2	301	事業	管理費	課	Q2に該当
-4	1	101	事業	交付金	課	Q1に該当
-1	2	201	事業	積立金	**課	Q1に該当

なお、これら作成対象外となった事務事業の概要や予算額、所要時間、必要概算コストについては、その事務事業の上位にある基本事務事業目的評価表に記載されていますので、そちらをご覧ください。

<参考>

(Q1)に該当すると考えられる事務事業の例

交付金～法令、条例、規則などによって、団体や組合等に対して県の事務を委託している場合にその報償(受けた利益に対する代償)として支払う事業費

(例):市場加入団体負担金(三雲町交付金)、ゴルフ場利用税交付金、建築基準法市町村交付金、畜犬登録事務市町村交付金

償還金～過去に発行した公債費の元金償還や利子支払いに充てる事業費

(例):一般債償還金、市町村振興事業償還金

還付金・払戻金～税収入・税外収入の誤納や過納に伴い払い戻す義務がある事業費

(例):県税過誤納金払戻金

清算金～土地改良法や土地区画整理法に基づく換地計画を行う場合に生じる事業費

(例):県営ほ場整備事業費(換地清算金)

法令に根拠がある義務的な負担金～法令上に定める事業について、県がその事業が

ら特別の利益を受けることに対して一定の負担をする事業費

(例)：地方消費税徴収取扱費、地方職員共済組合負担金、防災行政無線電波利用料負担金

(注)：任意の各種団体における必要経費に充てるために構成団体間で取り決めた費用を支出する場合の負担金(例：協議会負担金)は、ここに挙げる対象外事務事業とはしていません(評価表があります)。

国直轄事業負担金～国が河川、道路、砂防、港湾等を直轄で行う場合に、法律または政令で県がその経費の一部を負担するとされている事業費

過去に給付額が確定した利子補給金～県が公益上の必要性を考え資金融資等の利息の一部を相当の反対給付を受けないで給付する事業費のうち、過去にその対象、給付額、給付最終年度などが確定しているもの

(例)：地盤沈下対策施設整備事業利子補給補助金

基金積立金～法令や条例によって設けた特定目的のための基金を積み立てる事業費

(例)：水資源対策基金積立金、地域交通体系整備基金積立金、福祉基金積立金

国からの委託をうけて実施する統計調査、外国人登録などの事務費

政党助成費、選挙訴訟費など

一般会計から特別会計、公営企業会計への繰出金

(注)：基本的に繰り入れた特別会計、公営企業会計で実施する事務事業でその成果を評価することから作成対象外と考えます。

(Q2)に該当すると考えられる事務事業の例

所属(県庁各課)の運営に充てられる一般事務費

(例)：総務管理費、企画費

機器リース料、保守点検費、賠償責任保険料など

いわゆる「公の施設」に該当する機関の管理運営費は、それ自体が県民サービスに直結するものであり、作成対象外とはしていません(評価表があります)。

「公の施設」：住民の福祉を増進する目的で住民の方が利用するために設置する施設。図書館、美術館などが該当します